

2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 戸 田 建 設 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 大谷 清介
 (コード：1860 東証プライム)
 問合せ先 企画 I R 部長 芝 慶幸
 (TEL. 03-3535-1357)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 8 月 28 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 1,278,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,050 円
(4) 処分総額	1,341,900,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口) 1,170,700 株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 E S O P 信託口) 107,300 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるのみならず、環境保全をはじめとした持続可能な社会の構築に向けた取り組みの推進を目的として、業績連動型株式報酬制度である「役員報酬 B I P 信託」（以下「B I P 信託」という。）および「株式付与 E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」といい、B I P 信託と併せて「各信託」という。）の継続および一部改定について決議しております。なお、各信託の概要につきましては、本日発表いたしました「当社と雇用契約関係にある執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定に関するお知らせ」および 2025 年 5 月 15 日付「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容改定に関するお知らせ」をご参照下さい。

本自己株式処分は、各信託の継続に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する各信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式付与規程に基づき各信託の対象となる 2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度に対象者へ交付すると見込

まれる株式数であり、その希薄化の規模は 2025 年 3 月末現在の発行済株式総数 322,656,796 株に対し 0.40%（小数点第 3 位を四捨五入）、2025 年 3 月末現在の総議決権個数 3,023,947 個に対する割合 0.42%（小数点第 3 位を四捨五入）となります。

<信託契約の概要>

(1) 制度の名称	役員報酬 B I P 信託	株式付与 E S O P 信託
(2) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(3) 信託の目的	当社取締役および当社と委任契約を締結する執行役員に対するインセンティブの付与	当社と雇用契約関係にある執行役員に対するインセンティブの付与
(4) 委託者	当社	
(5) 受託者	三菱 U F J 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
(6) 受益者	B I P 信託対象者のうち受益者要件を充足する者	E S O P 信託対象者のうち受益者要件を充足する者
(7) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
(8) 信託契約日	2016 年 8 月 29 日（2025 年 8 月に信託期間延長のため変更予定）	
(9) 変更前の信託期間	2016 年 8 月 29 日～2025 年 9 月末日	
(10) 変更後の信託期間	2016 年 8 月 29 日～2028 年 9 月末日	
(11) 議決権行使	行使しないものとします。	

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 8 月 7 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 1,050 円としています。

取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前 1 カ月間（2025 年 7 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日まで）の終値の平均値である 968.0 円（小数点以下第 2 位切捨て）に 108.47%（プレミアム率 8.47%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前 3 カ月間（2025 年 5 月 8 日から 2025 年 8 月 7 日まで）の終値の平均値である 928.6 円（小数点以下第 2 位切捨て）に 113.07%（プレミアム率 13.07%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前 6 カ月間（2025 年 2 月 10 日から 2025 年 8 月 7 日まで）の終値の平均値である 914.6 円（小数点以下第 2 位切捨て）に 114.80%（プレミアム率 14.80%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員 4 名（うち、3 名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上